

計画書制度による排出削減モデル 自治体の支援について

平成27年6月

環境省 地球温暖化対策課 市場メカニズム室

計画書制度を実施している、または実施を検討している地方公共団体を募集し、その地方公共団体の状況に即した、計画書制度の構築や実施を通じた事業者のCO2排出量削減対策の促進をモデル的に支援するもの。

【モデル自治体支援の視点】

- ✓ 計画書制度のステップアップにつながるもの
 - 計画書制度の導入
 - 事業者への新たな働きかけ 等
- ✓ 地方公共団体の状況に即した新たな仕組みの導入
 - 計画書制度に関する新たな評価視点の追加 等

地方公共団体の役割と 計画書制度

地域における温暖化対策の重要性

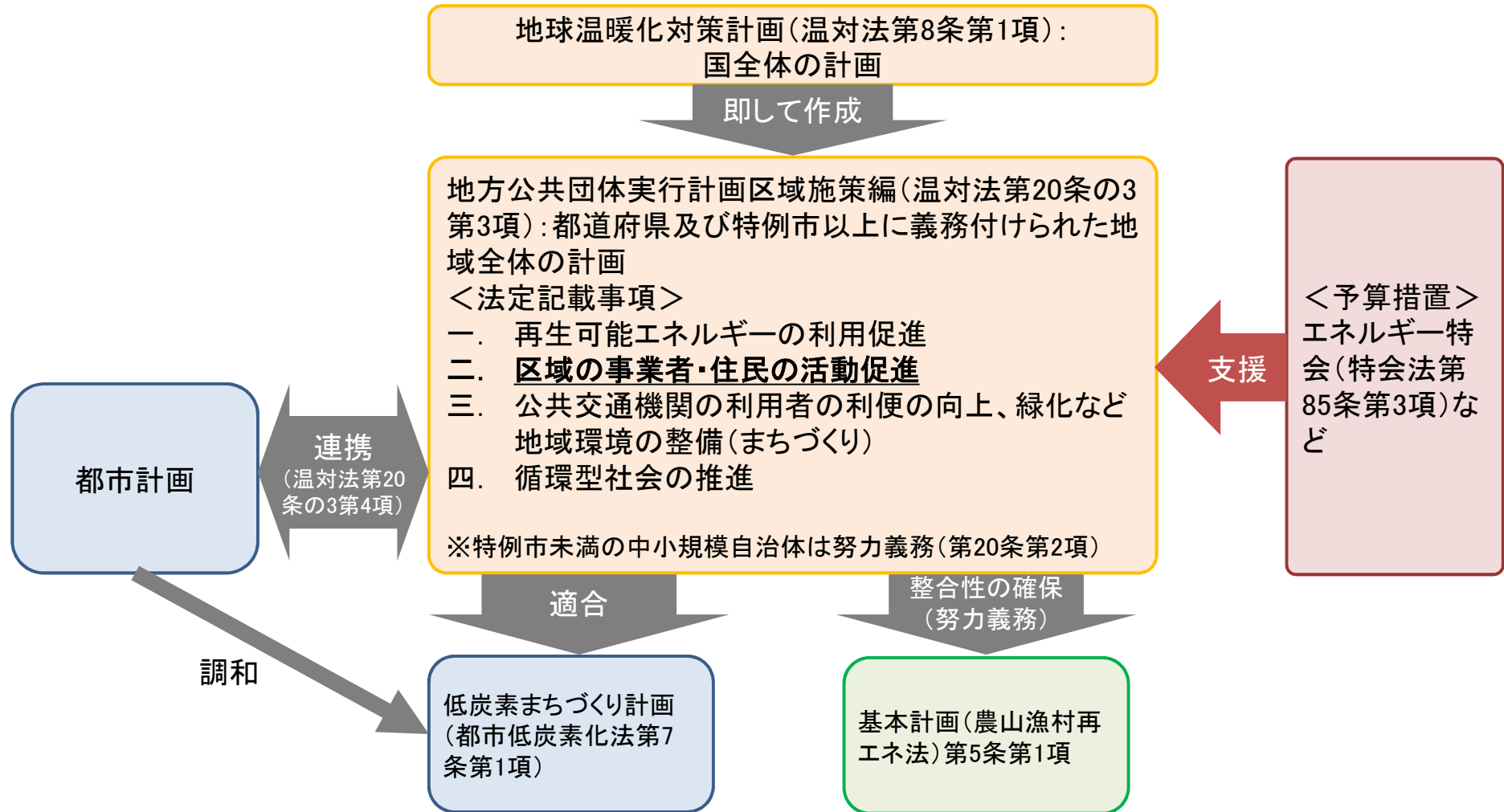
- 温暖化の脅威は地域レベルで明らかになりつつある。
- 国や地球にとって、対策の深掘りのためには地域の資源(エネルギー・お金・人etc.)を更に活用していく必要がある。
- 地域にとって、温暖化対策は地元には様々な利益(雇用・資本)をもたらすことにつながる。

【自治体の強み】

- ✓ 地域住民・地元事業者にとって身近な存在
例) 普及啓発、省エネ指導
- ✓ 政策の実施主体
大胆な規制も可能→市場形成
例) コペンハーゲンの熱供給管接続義務
- ✓ 横断的施策が可能？
例) 下川町 バイオマスボイラーで浮いた燃料費を・・・

地方公共団体実行計画区域施策編

■地域の低炭素施策の法体系【概略】



地方公共団体実行計画の概要（施行状況調査結果）

平成20年地球温暖化対策法改正により、
地方公共団体実行計画の範囲拡充

地方公共団体実行計画

【事務事業編】

（法第20条の3第1項）

全地方公共団体に策定義務付け

内容：自治体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の措置

（例）庁舎・地方公共団体が管理する施設の省エネ対策等

【区域施策編】（法第20条の3第3項）

都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務付け

内容：区域の自然的社会的条件に応じ温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項（以下の4項目）

- ・再生可能エネルギー導入の促進
- ・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
- ・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
- ・循環型社会の形成

策定主体の配意事項：都市計画等温室効果ガスの排出抑制と関係のある施策と実行計画の連携（法第20条の3第4項）

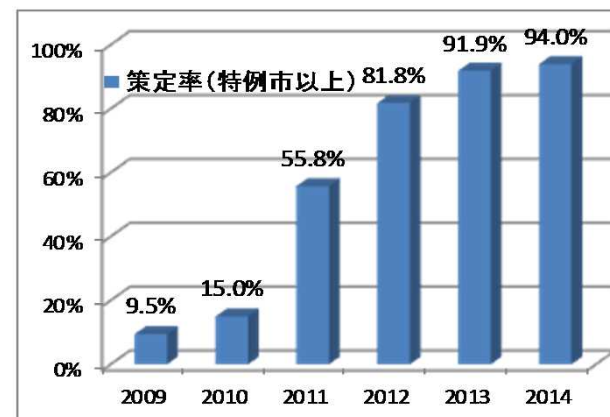
国による支援

- 情動的支援：実行計画策定マニュアルの提供等
- 財政支援：グリーンプラン・パートナーシップ事業等

○地方公共団体実行計画の策定率（H26.10時点）

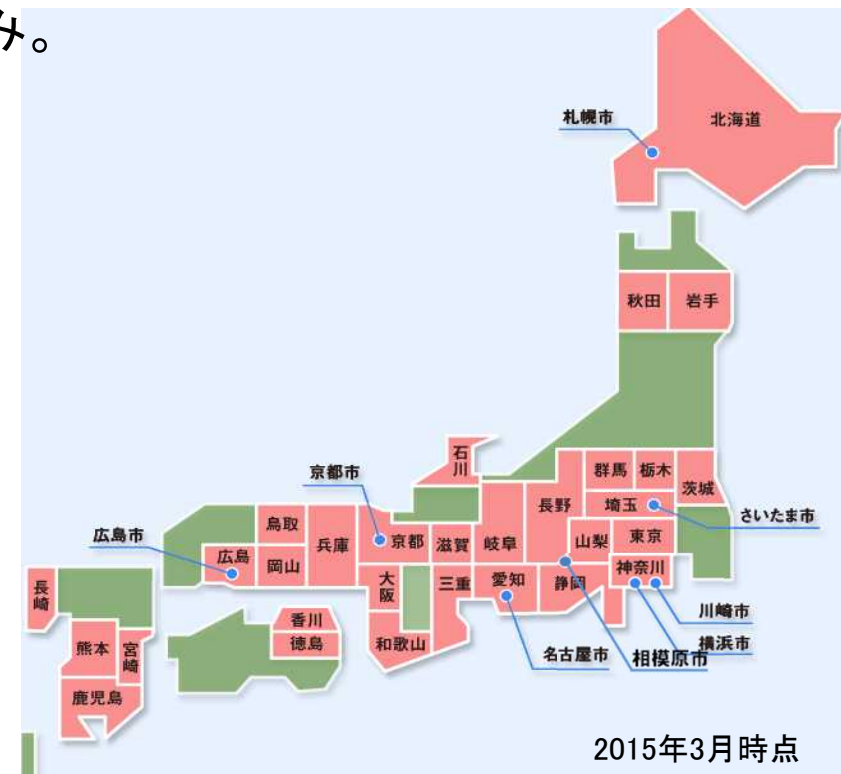
団体区分	合計	事務事業編	区域施策編
都道府県	47	47(100%)	47(100%)
指定都市	20	20(100%)	16(80.0%)
中核市	43	43(100%)	42(97.7%)
特例市	40	40(100%)	36(90.0%)
その他	1,638	1,389(79.8%)	242(14.8%)
合計	1,788	1,436 (80.3%)	383 (21.4%)

区域施策編の策定率の向上



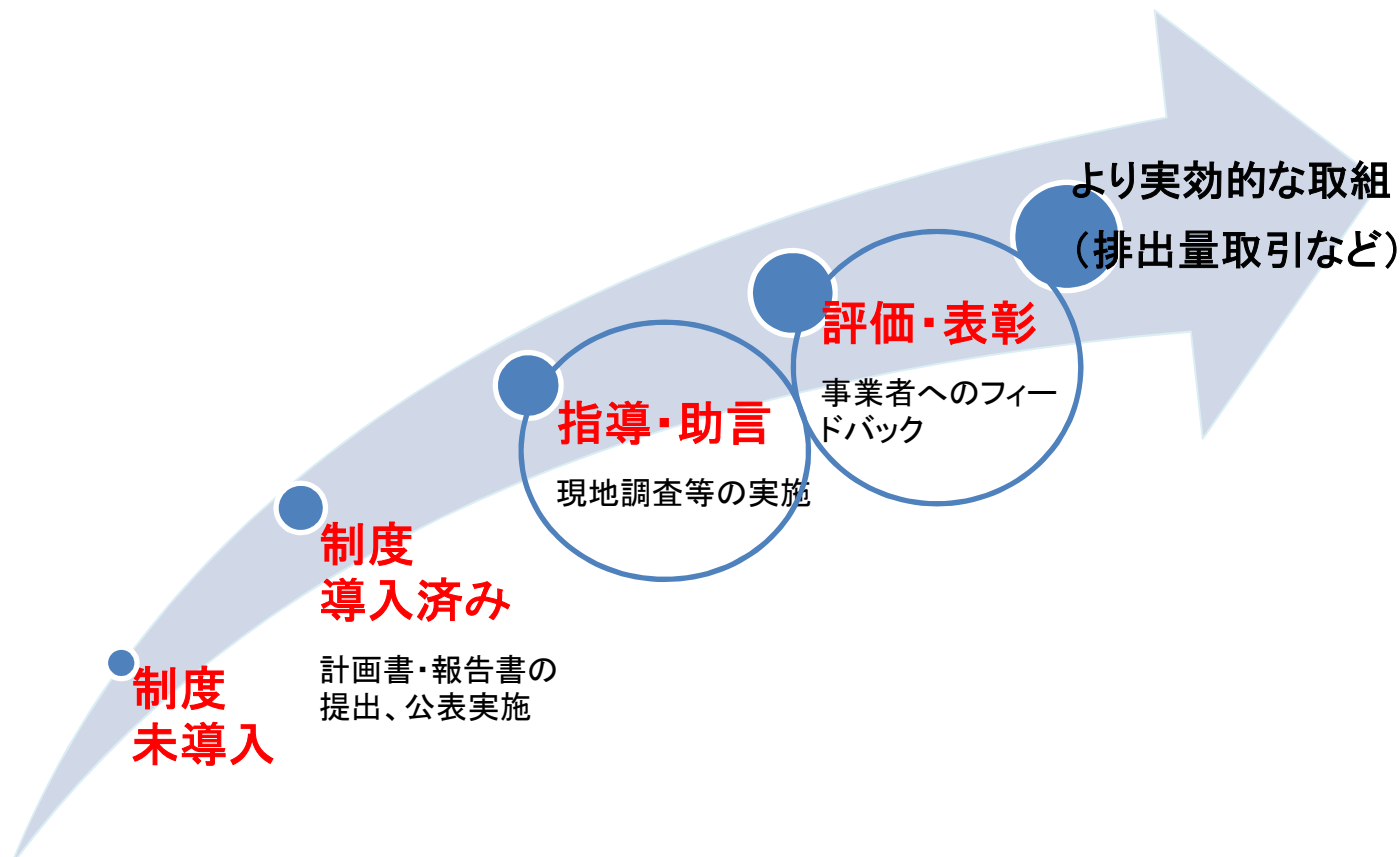
地球温暖化対策に係る計画書制度とは

- 地球温暖化対策に係る計画書制度は、地方公共団体の条例等に基づき、地域の事業者(事業所)を対象に、地球温暖化対策計画書・報告書の提出を求め、その対策実施状況に対し、指導・助言や評価・表彰を行う制度。
- 事業者の地球温暖化対策への計画的な取組を推進する。
- 30の都道府県、8つの市で制度導入済み。



地方公共団体の工場・事業場部門の温暖化対策

- 全国にあまたある工場・事業場におけるCO2削減を推し進めるには、**地方公共団体の現場での取組**が必要不可欠。
- 計画書制度(あるいはそれに準ずるもの)の運用を通じて、省CO2対策のきめ細やかな**指導・助言**や**評価・表彰**を実施し、**産業・業務部門でのCO2大幅削減**を実現していくことが可能。
- 特に、きめ細かな省CO2の指導・助言や評価・表彰は、広く薄く省エネを進める省エネ法だけでは実現できない、温暖化対策に求められる極めて重要な役割。



計画書制度における ステップアップの考え方

① 事業者に提出・報告を義務付ける。

- ✓ 提出単位(規模要件、事業者or事業所・・・)
- ✓ 対象となる期間(計画期間)
- ✓ 提出内容・提出物(対策実施状況、原単位、帳票) 等について検討

② 事業者側へ働きかける。影響を与える。

- ✓ 事業者の**評価・表彰**
- ✓ 事業者への**指導・助言**
- ✓ 提出・報告内容の**公表**、評価・表彰結果の**公表**

③ 排出量の削減を義務付ける。

①第1要素

事業者が実践可能な「**基本対策**」の指定

②第2要素

地方公共団体が計画書・報告書を**評価**

③第3要素

計画・実施されない対策についての**助言**

①第1要素

事業者が実践可能な「基本対策」の指定

- 基本対策を指定することで、
 - ✓ 地方公共団体と事業者とのコミュニケーションが深まる。
 - ✓ 削減取組が次の対策へと波及することが期待される。
- 対策の選定基準(例)
 - ✓ 多くの事業者に該当するような対策
 - ✓ 多くの削減取組の基盤となる対策
 - ✓ 削減取組をより高いレベルに誘導する対策実施状況の確認が可能な対策

②第2要素

地方公共団体が計画書・報告書を**評価**

➤評価の考え方

- ✓ **透明でシンプル**な評価手法とする。
- ✓ 事業者の**削減努力**(何を／したか?)を認める。
(排出量の増減のみで評価しない。)
- ✓ 事業者を積極的に評価する。

➤削減努力を評価する仕組みの例

- ✓ 基本対策の**実施率**を評価する。
- ✓ 事業者がアピールする対策の内容を**いくつかの視点(削減量、姿勢、継続性、難易度、組織性・・・)**で評価する。

③第3要素

計画・実施されない対策についての助言

- 助言は、事業者の先入観を取り除き、「気づき」を与えるためのコミュニケーションと捉える。
 - ✓ 課題を一緒に掘り起こす。
 - ✓ 実施できない理由を実施すべき課題として認識させる。
 - ✓ 阻害要因への対処方法を一緒に考える。
 - ✓ 阻害要因を乗り越えた事例を紹介する。

平成26年度事業の内容

計画書制度のステップアップに向けて

平成26年度事業では、より多くの自治体で、地方公共団体による計画書制度等の効果的な運用実施が進むよう、マニュアルやツールの整備、研修や意見交換会の開催、モデル事業の実施等に取り組んだ。

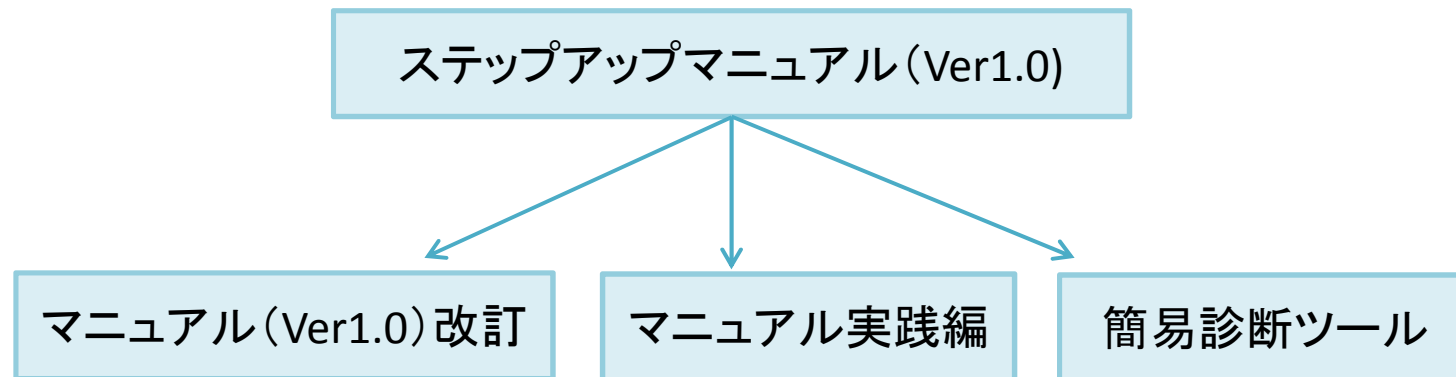
1. 意見交換会	<ul style="list-style-type: none">✓ 地方公共団体による知見・経験の共有。✓ 国と地方公共団体との連携についての意見交換。✓ オンライン上での意見交換も実施。
2. 研修	<ul style="list-style-type: none">✓ 地方公共団体職員の指導・助言等に関する知見の向上を支援。
3. マニュアル	<ul style="list-style-type: none">✓ 立入調査の実践等も含め、計画書制度の運用に役立つ「ステップアップマニュアル」の作成・配布。
4. ツール	<ul style="list-style-type: none">✓ 全国原単位比較等、計画書制度の運用に役立つツールを作成。
5. モデル事業	<ul style="list-style-type: none">✓ ステップアップに取り組む地方公共団体(8団体)を支援。

計画書制度ステップアップマニュアル

- 平成25年度に計画書制度をステップアップするための効果的かつ具体的な方法を検討し、「マニュアル(Ver1.0)」を作成。
- 平成26年度は「マニュアル(Ver1.0)」に対する意見を踏まえて計画書制度ステップアップマニュアルを改訂・強化。

平成26年度事業における「計画書制度ステップアップマニュアル」の改訂

- ① 現地審査・書面審査の実践的なマニュアル・ツールを作成。



- ② 基本対策の見直し、拡充。
- ③ エネルギーの専門用語等について、解説を追記。

平成26年度のモデル自治体の実績

平成26年度のモデル自治体は6府県2政令市

- ✓ 兵庫県:事業者の実態把握(原単位)に関する支援
- ✓ 秋田県、京都府、広島市:指導助言に関する支援
- ✓ 大阪府、岡山県、鹿児島県、京都市:評価制度の構築に関する支援



成果の一例)



【鹿児島県】

かごしま温室効果ガス排出抑制事業者
の表彰式の様子

出典:鹿児島県ホームページ

1. 大阪府温暖化防止条例の届出における対応		(一般管理項目)
チェック項目	計画書及び報告書は、適切な記載内容となっていますか。	
実施済みであること	記載すべき事項に、正確で適切な情報が記載されていること。	
判断基準等	大阪府では、大阪府温暖化防止条例に関する条例に基づき、温室効果ガスの排出量が多い事業者は削減計画、又は実施報告書を提出する義務があります。提出書類の様式とともに記入例が大阪府のホームページからダウンロードできます。記入例を確認の上、入力すべき黄色のセルに必要事項を記載下さい。 削減計画及び実施報告書は、その概要を大阪府のホームページで公開しますので、担当者が入力した後、複数の方が内部でチェックする等、誤字脱字や記入漏れがないようしてから提出してください。	
削減すべき事項とその例	削減すべき事項は、提出する削減計画、又は実施報告書に必要事項が適切に記載されている必要があります。	 黄色いセルに正確で適切に入力してください。

【大阪府】

事業者に対する温室効果ガス削減
制度に係る対策ハンドブック(案)

平成27年度排出削減モデル 自治体の募集(概要)

①対象

地方自治法に定める普通地方公共団体のうち、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市であって、地球温暖化対策に係る計画書制度等を運用もしくは検討している団体(10自治体程度)。

②応募受付期間及びスケジュール

【応募受付期間】

平成27年6月5日(金)から8月5日(水)まで

【スケジュール】

平成27年6月5日(金) 募集開始

6月26日(金) 一次締め切り(午後5時まで)

7月上旬 選考自治体の支援プログラムの開始

平成27年8月5日(水) 二次締め切り(午後5時まで)

8月中旬 選考自治体の支援プログラムの開始

平成27年度排出削減モデル自治体の募集(概要)

③ 支援プログラム(例)

項目		支援の内容				
		基礎調査	⇒	課題整理	⇒	方針等策定
計画書制度の検討	報告の義務化	計画書等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 制度対象要件(事業者又は事業所、規模要件、業種、区域等) ➤ 対象とする温室効果ガス ➤ 計画期間 ➤ 提出書類様式 			
		計画書等の報告	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 提出方法 ➤ 受付窓口(ヘルプデスク) ➤ 受付管理 ➤ データ整理方法 			
	事業者への働きかけ	指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現地調査のポイント ➤ 現地指導・助言に関するFS ➤ 事業者へのフィードバック方法 			
		評価・表彰	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 評価項目と評価基準 ➤ 評価方法 ➤ 評価対象となる対策メニュー ➤ 削減目標(評価基準) ➤ 表彰基準及び確認方法 			
		公表	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公表の内容(計画書等、評価結果等) ➤ 公表の方法 			
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会の温室効果ガス削減に対する貢献度評価 ➤ 環境保全活動の評価 			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方公共団体の地域特性を踏まえた独自の仕組みについての検討 ➤ 都道府県とその域内の地方公共団体との連携の在り方に関する検討(制度の比較整理、すり合わせ等) 				